

屋外広告物の規制の見直し(案)について

市民の皆様からのご意見を募集します

本市では、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的に、豊田市屋外広告物条例（以下「条例」という。）及び豊田市景観規則（以下「規則」という。）を制定し、『景観をかたちづくる重要な要素』として規制を行っています。

この度、屋外広告物の安全対策の強化を図るため、屋外広告物の規制を見直すこととしました。

ついでには、制度見直しのための素案の概要を作成しましたので、広く市民の皆様からのご意見を募集します。

屋外広告物とは

屋外広告物とは、常時又は一定の期間、継続して屋外で公衆に表示されるもので、営利・非営利に関わらず、一定の概念やイメージを伝達するものをいいます。

これらが独立して地上に設置される場合はもちろん、建物の壁や屋上などを利用して設置される場合も含まれます。

屋外広告物は、宣伝や目印など生活に必要な情報を広く提供し、利便性を高める機能を持っています。また、社会経済活動や文化活動など日常の様々な活動に欠くことのできないものであり、まちの賑わいや活気を演出するものとして重要な役割を果たしています。

屋外広告物が無制限に氾濫したり適正な管理が行われないと、自然やまちの景観を損なうばかりでなく、落下・倒壊による危険性や交通安全の妨げになるおそれがあります。

本市は、豊田市屋外広告物条例及び豊田市景観条例に基づき、景観を保全し、育成し、もって豊田市を ゆとりと潤いのある美しいまちとすることに努めているところであり、その中でも屋外広告物を『景観をかたちづくる重要な要素』として位置付けています。

（豊田市ホームページ「豊田市屋外広告物条例のあらまし」抜粋）

1. 背景と目的

- 近年、所有者等により適切に維持管理されていない屋外広告物が各地で見受けられるようになり、屋外広告物の公衆への危険性が社会問題化しています。
- 国土交通省は、全国の自治体の屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行う屋外広告物条例の参考となる「屋外広告物条例ガイドライン」の一部を屋外広告物の安全管理を強化する内容に改正しました。
- 本市としても、同ガイドラインの一部改正を踏まえ、公衆への危害を防止するため、安全対策強化のための取組等を条例に位置付けます。

2. 条例及び規則の一部改正（案）の内容

（1）安全点検の義務化

屋外広告物の表示者・設置者・管理者に、その本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況について、原則、全ての広告物に安全点検を義務付けます。

ただし、簡易な広告物（例：はり紙、はり札、広告旗等）など規則で定める広告物については除きます。

（2）一定規模を超える広告物について有資格者による点検義務化

高さ4 mを超える広告物広告物については、屋外広告士又はこれと同等以上の知識を有する者による点検を義務付けます。

なお、有資格者による点検義務化は3年間の猶予期間を設けます。

	点検者の資格	安全点検対象外とする広告物
高さ4 m以下	資格不要	○はり紙、はり札、広告旗等の簡易な広告物
高さ4 m超	○屋外広告士 ○建築士（1級・2級） ○特定建築物調査員 ○点検に必要な知識を有すると市長が認めた者	○政治活動広告物 ○選挙運動広告物 ○冠婚葬祭等の広告物 ○公共掲示板に表示する広告物 ○法令の規定による広告物

(3) 点検箇所及び点検項目の明示

安全点検はその本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況について、下記点検箇所と点検項目に基づいて実施することとします。

点検箇所	点検項目
基礎部・ 上部構造	1 上部構造全体の傾斜及びぐらつき
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間及び支柱ぐらつき
	3 鉄骨のさび発生及び塗装の老朽化
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形及び隙間
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ及び欠落
取付部	1 アンカーボルト、取付部プレートの腐食及び変形
	2 溶接部の劣化及びコーキングの劣化等
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）及び取付部周辺の異常
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形及びビス等の欠落
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形及び欠損
	3 広告板底部の腐食及び水抜き孔の詰まり
照明装置	1 照明装置の不点灯及び不発光
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび及び漏水
	3 周辺機器の劣化及び破損
その他	1 付属部材の腐食及び破損
	2 避雷針の腐食及び損傷
	3 その他点検した事項（ ）

※国の安全点検指針(案)で示す項目

3. 効果と影響

(1) 管理義務(条例第21条)に加え、新たに点検義務を課すことで、設置者等に対する適切な維持管理の徹底とともに、管理への責務の再認識と安全意識の向上の効果が期待されます。

(2) 一定規模を超える広告物については、専門知識を有するものによる確実な点検を義務付けることで、重大な事故の発生リスクを減らし、公衆に対する危害を未然に防ぐ効果があるものと考えられます。

(3) 有資格者による点検の義務付けにより、設置者等に資格の取得や点検業務を実施するための経費等の負担を強いることとなります。(このことを考慮して3年の猶予期間を設けます。)

4. 条例改正時期

令和2年4月（予定）

ただし、有資格者による点検の義務付けは令和5年4月施行

《有資格者による安全点検の対象となる広告物の例》

